

# 西部クラブバスケットボール連盟競技規則

## (競技規則)

- 第 1 条 1. 日本バスケットボール協会発行の日本バスケットボール競技規則を遵守する。  
2. 内容が異なる場合は、当連盟の競技規則を優先する。

## (試合時間)

- 第 2 条 1. a. 試合は10分のピリオドを4回行なう。  
b. 第1ピリオドと第2ピリオドの間、第3ピリオドと第4ピリオドの間にそれぞれ2分のインターバルをおく。  
c. ハーフ・タイムは8分（ローカルルール）とする。  
2. 同点の場合、後半終了後1分間の休憩の後、3分間（ローカルルール）の延長戦を行う。勝敗が決まるまで繰り返す。

## (選手登録)

- 第 3 条 選手の登録及び違反に関する取り決めは、当連盟の規約に従う。

## (ユニフォーム)

- 第 4 条 1. a. 色・デザイン共に上下揃っていること。  
b. 各チームは試合に際して濃淡両方のユニフォームを持参すること。  
(リバーシブルも可) ただしこの場合、白色以外は淡色と認めない。  
c. ユニフォーム、アンダーウェア等の着用については、日本バスケットボール競技規則の定めに準ずる。  
d. デザインの都合で、ユニフォームの首からはみ出るアンダーウェアを着用してもよい。(ローカルルール)  
e. ユニフォームの濃淡を間違えた場合、そのチームは棄権とする。

## (試合開始)

- 第 5 条 1. 予定された試合開始時刻または前試合終了後10分後のどちらか遅い方の時刻に、コートにおいて5人の選手がユニフォームを着用していること。  
2. 同条1の要件を充たしていない場合は、審判は棄権を宣言する。

## (試合の没収)

- 第 6 条 1. 次の場合、そのチームは試合を没収される。  
イ. 主審が試合を進めたのに、なおプレイすることを拒んだ。  
ロ. 試合の進行を妨げる行為をした。  
ハ. 登録違反が発覚した。

2. 同条1によって試合が没収された場合、試合を没収されなかったチームが20対0で勝ちとする。

(試合の途中終了)

- 第7条
1. 試合中、1チームの選手が1人になった場合、その試合は終了し、相手チームの勝ちとする。
  2. 勝ちとなったチームのそれまでの得点が多ければ、その得点そのまま試合の得点となる。そうでない場合は2対0とする。

(棄権)

- 第8条
1. a. 試合を棄権する場合には、試合の1週間前までに総務委員長へ連絡すること。  
b. 試合の棄権については、総務委員会が、試合の2日前までに相手チームに連絡すること。

2. a. 第4条1. e、第5条2. 及び前項aの規定により試合を棄権した場合  
20,000円の罰金とし、以下のとおり分配する。

相手チーム 5,000円 審判 5,000円×2名 オフィシャル 5,000円  
20,000円は当日朝に支払うこととする。

- b. 試合開始後の棄権、入れ替え戦の棄権については罰金は取らない。

(審判)

- 第9条
1. a. 審判は、審判委員会が各試合につき、審判チームを任命する。  
b. 任命された審判チームが審判をできない場合は、試合の1週間前までに所定の手続きで依頼をする。  
c. 審判は試合開始の10分前（第1試合の場合は、予定された試合開始時刻の10分前、第2試合以降は前試合終了時）までにコートに出て準備する。
  2. 審判ができない時の依頼料等については、別途「審判・スコアラー規定」に定める。

(オフィシャル)

- 第10条
1. a. オフィシャルチームは、TO委員会が各試合につき任命する。  
b. スコアラーができない場合は、試合の1週間前までに所定の手続きで依頼をする。  
c. オフィシャルは、試合開始の10分前までに会場に到着し、準備をすること。  
(第1試合のオフィシャルチームは試合開始の30分前までに到着し、オフィシャルテーブルや24秒表示器具等のセッティングを行う)
  2. オフィシャルができない、もしくはスコアラーを他に依頼した時の依頼料については、別途「審判・スコアラー規定」に定める。

(コート設営・片付け)

- 第11条 1. a. コートの設営については、第1試合の対戦チーム及びオフィシャルチームが担当する。  
それらのチームは試合開始時刻の30分前には会場に到着すること。
- b. コートの片付けについては、最終試合の対戦チーム及びオフィシャルチームが担当する。

(暴力行為)

- 第12条 1. 試合中又は会場内で、ルールでは裁ききれない暴言・暴力行為等があった場合、理事会において被害者・加害者のチーム代表者を呼び協議の上、厳重な処分とする。
2. 理事会は、前項における加害者たる選手あるいはチームの、試合への出場停止（1試合～永久まで）を宣言することができる。

(その他)

- 第13条 1. 審判・オフィシャルの仕事をこなせないチーム、試合会場・駐車場でのマナーが悪いなど当連盟の趣旨に反する場合は、理事会の判断により、次年度の出場を認めない場合がある。
2. 連盟規約、競技規則における違反があったときでも、情状酌量の余地があると理事会が判断したときは罰則を適用しない場合がある。
3. 各チームは自チームの前試合のハーフタイムまでに、控室に準備されたスコアシートに自チームの出場選手の記入を済ませておくこと。  
また、第一試合については試合開始15分前までに記入を済ませること。

(付則)

第13条 この規則は、平成6年4月1日から、これを施行する。

平成11年3月27日	改訂
平成13年4月1日	改訂
平成14年4月1日	改訂
平成17年4月1日	改訂
平成18年4月1日	改訂
平成19年4月1日	改訂
平成22年4月1日	改訂
平成26年4月1日	改訂
平成28年4月1日	改訂